

半田市小規模保育事業者募集要項

令和6年9月

半田市

半田市では、待機児童解消を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）における「小規模保育事業」の新規設置・運営主体となる事業者を募集します。

今回の募集は自主整備型であり、原則として令和7年度中の開園に向け、事業者の自己負担により施設整備を進めていただく必要があります。

審査の結果、小規模保育事業者に選定されない場合があります。その場合、その時点で既に進めている施設整備に係る費用等は、全額事業者の負担となりますので、ご留意ください。

1. 募集の概要

（1）種別

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業A型または小規模保育事業B型※

※開所日から10年を経過する日の属する年度の4月1日までにA型へ移行することを条件として募集する。

※A型が望ましい

（2）保育日

月曜日から土曜日（国民の祝日及び休日、12月29日から1月3日を除く）

（3）保育時間

午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で利用乳幼児の保護者が保育を必要とする時間

※午後6時30分から午後7時00分までの範囲内で延長保育を実施

（4）利用乳幼児

0歳から2歳児まで（生後2カ月から満3歳に達した日以降最初の3月31日まで）の児童

（5）事業開始予定時期

令和7年4月から9月の間に開始 ※年度当初の開所が望ましい

（6）実施場所

半田市内で、事業者が所有又は賃借する建物

2. 応募の資格

（1）応募資格

次の各号のいずれも満たす法人格を有する法人であること。

①公募の開始時点において、現に次のいずれかを設置・運営していること。

ア 認可保育所、認定こども園、幼稚園

- イ 地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業に限る）
 - ウ 地方自治体に届出義務（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第５９条の２）があり、届出をしている認可外保育施設
- ②事業を実施するために必要な経済的基礎があり、財務内容が適正であること。（債務超過や直近３か年の連続した損失計上、公租公課の滞納等、経営状況に係る懸念事項がないこと。）
 - ③家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）及び半田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１９号）その他関係法令、本要項等に従った運営ができること。
 - ④小規模保育事業を実施する施設の確保が確実に見込まれること。土地の取得または賃貸を予定している場合は、応募時に、取得または賃貸が確実に見込まれる根拠として契約書や確約書等の写しを提出すること。
 - ⑤事業者が現に運営している施設について、過去２年に実施された諸官公庁等による直近の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。
 - ⑥社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち小規模保育事業の運営を適切に行う能力を有すること。
- （２）応募者の制限
- 次に該当する団体は、応募者となることができない。
- ①地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する場合
 - ②半田市指名審査等事務取扱要綱に基づく指名停止期間中の場合
 - ③本市又は他の地方公共団体から、地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により指定の取り消しを受け、その取り消しの日から２年を経過していない場合
 - ④会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による更生手続又は再生手続中の場合
 - ⑤事業者またはその代表者が、法人税、所得税、消費税及び地方消費税、都道府県民税、市町村税を滞納している場合
 - ⑥宗教活動又は政治活動を主たる目的としている団体等の場合
 - ⑦半田市暴力団排除条例（平成２３年条例第１９号）第２条第１号及び第

2号に該当する場合

3. 募集する区分及び箇所数

(1) 区分

小規模保育事業A型または小規模保育事業B型

※開所日から10年を経過する日の属する年度の4月1日までにA型へ移行することを条件として募集する。

※A型が望ましい

(2) 募集施設数及び募集地域

募集施設数は1施設とし、募集地域は半田市の北部エリア（原則として乙川中学校区・亀崎中学校区）とする。ただし、実施地域については審査により最終的に決定する。

※上記中学校区の町名は、別紙「中学校区町名」を参照。

4. 施設に関する条件

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び半田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）その他関係法令の定めるところに従うこと。

(2) 保育室等の要件の概要については、下記のとおりとする。

①調理設備及び便所が設けられていること。

②乳児又は満2歳に満たない幼児の部屋：乳児室又はほふく室は、次によること。

・部屋の面積は、上記の乳幼児1人につき3.3㎡以上であること。

・保育に必要な用具を備えること。

③満2歳以上の幼児の部屋等：保育室又は遊戯室及び屋外遊戯場（付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）は、次によること。

・部屋の面積は、上記の幼児1人につき1.98㎡以上であること。

・屋外遊戯場の面積は、上記の幼児1人につき3.3㎡以上であること。

④保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

⑤乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条第7号その他関係法令の定めるところに従うこと。

(3) 土地・建物について

①小規模保育事業A型または小規模保育事業B型の整備にあたり近隣の理解が得られる土地、建物であること。

- ②賃貸借する物件については、物件所有者が小規模保育事業A型または小規模保育事業B型の運営について承諾していること。
- ③土地又は建物について、貸与を受ける場合は、安定的な事業の継続性の確保が図られるよう、賃貸料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- ④建築基準法、児童福祉法、都市計画法及び消防法など、その他関係法令を遵守すること、また土地については土壌に問題のないこと。
- ⑤既存建物を活用する場合は、建築検査済証の交付が確認できるものであること。
- ⑥新耐震基準（昭和56年6月施行）に基づく建物であること（新耐震基準以前の建物の場合は、耐震診断結果等耐震性を有する証明ができること又は耐震補強工事を実施済であることの書類の提出が必要）。

(4) 地域住民等への説明

- ①応募前に小規模保育事業A型または小規模保育事業B型の整備・運営に関して整備予定地において、実際に保育事業等を実施することで、地域住民に影響があると事業者において判断される範囲に対しては、整備・運営事業者の責任において説明し、理解を得ること。
- ②施設を利用する保護者や地域との信頼関係を築けるようにすること。

5. 運営に関する条件

- (1) 保育対象は3歳未満児とし、0歳児、1歳児及び2歳児の定員を設けること。
- (2) 保育士、嘱託医及び調理員を配置すること。ただし、給食を連携施設から搬入する場合は、調理員を置かないことができる。
- (3) 保育士の配置は次のとおりとする。

保育に従事する職員	保育士（注1）、保育従事者（注2）
保育に従事する職員の人数 （注3）	①0歳児：3人につき1人 ②1・2歳児：5人につき1人 ※上記の合計数に1を加えた人数

注1 保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。

注2 小規模保育事業B型のみ。市が行う研修（市が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者。

注3 人数の算定に当たっては、表中の①、②の区分ごとに計算した人数（それぞれ小数点以下第2位を切捨て）の合計を算出し、小数点以下第1位を四捨五入し、その上で1人を加えた人数とすること。小規模保育事業B型にあつては、そのうち1/2以上

は保育士であること。

- (4) 同一敷地内で他の事業を複合的に行う場合は、小規模保育施設で乳幼児の保育に直接従事する職員については、他の施設の職員を兼ねることができない。
- (5) 給食については、自園調理を行うこと。ただし、自園調理が困難で家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の規定に合致する場合は、連携施設等から搬入することができる。また、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等を行うこと。
- (6) 必要な医薬品、医療品を常備すること。また医療機関との連携を図ること。
- (7) 利用児童に対し、入所前健康診断及び、少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施すること。また、職員への健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、細心の注意を払うこと。
- (8) 利用児童の日々の状況を的確に把握するとともに、保護者との交流を図り、保護者と保育従事者とで日々の利用状況の様子を適切に伝え合える体制を整えること。
- (9) 保育士等の資質向上のための研修の機会を確保するよう努めること。
- (10) 保育料は、市が定めた保育料を事業者で徴収し、運営費に充当すること。
- (11) 原則として、市があらかじめ認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。ただし、日用品、文房具など保育に必要な物品の購入に要する費用や行事に参加する費用等の徴収を行うものについては、事前に保護者に説明し、同意を得ること。
- (12) 保育内容の支援（集団保育、代替保育等）及び3歳以降の受入れを担う連携施設を確保すること。
※保育内容の支援（集団保育、代替保育等）については、原則として公立の保育所・認定こども園は連携施設とはしないが、3歳以降の受入れに係る連携施設については、公立の保育所・認定こども園を希望する場合は、その旨申し出ること。ただし、その希望する園の状況により、事業開始までに変更する可能性がある。
- (13) 消火訓練及び避難訓練を少なくとも1月に1回は実施すること。
- (14) 施設賠償責任保険、災害共済給付制度等の保険制度へ加入すること。
- (15) 小規模保育事業の会計は、その他の事業の会計と区分すること。
- (16) その他家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び半田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例（平成２６年条例第１９号）その他関係法令の定めるところに従うこと。

6. 利用乳幼児等

（１）利用乳幼児

次のいずれも満たす０歳児から２歳児までの児童。

①半田市民

②次のいずれかの状況により保護者等が誰も保育できない児童

①就労	月６０時間以上就労することを常態としている場合
②妊娠・出産（※）	妊娠中であるか出産後間もない場合
③保護者の疾病・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障がいを有している場合
④同居親族の介護・看護	同居親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護、または看護している場合（月６０時間以上）
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
⑥就学（職業訓練校を含む）	教育施設、若しくは職業訓練校等に在学している場合（月６０時間以上）
⑦求職活動予定・起業準備予定	入園希望月から求職活動・起業準備をはじめる場合
⑧上記以外	その他上記以外の特別な事情により保育が困難な場合

※②妊娠・出産での保育施設等の利用可能期間は、出産予定月を中心に産前２か月、産後２か月の全５か月間

（２）受入れまでの流れ

①利用希望者は、市幼児保育課に相談・利用申込。

②市幼児保育課において、利用調整の上、利用児童を決定。

③市から事業者に連絡。保護者・児童と面談。

④利用調整により利用決定された児童の受入れは、原則拒否してはいけない。

（３）利用者負担額（保育料）

半田市が世帯の市民税額等に応じて階層別に決定する。利用者負担額は、保護者が事業者へ直接支払う。（事業者が適切に集金すること。）

7. 給付費の支払い

小規模保育事業に対しては、地域型保育給付が支給される。地域型保育給付は、国の定める公定価格から保護者の負担能力に応じて半田市が定めた利用者負担額を控除した額となり、半田市から支払われる。

8. 応募の方法

応募しようとする事業者は、次の書類を提出してください。

（1）提出書類

番号	提出書類
①	半田市小規模保育事業者公募申込書（様式1）
②	事業者の概要（様式2）
③	事業者の代表者履歴（様式3）
④	直近3年分の決算書等財務状況がわかるもの※原本証明されたもの
⑤	現在運営している施設又は事業に関する資料（任意様式） ※パンフレット等事業概要がわかるもの
⑥	法人の定款（写し）※原本証明されたもの
⑦	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※応募申込日前3か月以内に発行されたもの
⑧	法人理事会議事録等の写し（任意様式） ※本公募への応募につき、法人として意思決定していることが確認でき、原本証明されたもの
⑨	小規模保育事業計画書（様式4）
⑩	事業予定地の周辺地図、公図、現況写真（任意様式）
⑪	土地登記簿謄本
⑫	建物図面（任意様式）
⑬	＜既存建物を活用する場合＞現況写真（任意様式）
⑭	＜既存建物を活用する場合＞建物登記簿謄本
⑮	整備スケジュール（任意様式）※開設までの日程表
⑯	収支予算書（小規模保育事業開始年度） ※小規模保育事業にかかる部分がわかるもの
⑰	国税・地方税の納税証明書（応募申込日前1か月以内発行のもの）
⑱	社会福祉施設に対する指導監査の指摘事項及び改善報告（過去3年分）

⑲	運営している保育園等の諸規定（管理規定、就業規則、会計規定、給与規程等）
⑳	運営している保育園等の保育内容がわかるもの（保育計画等）
㉑	運営している保育園等で保護者向けに発行した保育園だより、給食だより、給食献立表（直近3か月分）
㉒	その他、市が提出を求めた書類

（２）提出部数

原本１部（クリップ止め、Ａ４判）

コピー６部（書類は、Ａ４判 両面印刷 左とじ）※複写可

（３）提出期間

令和６年１１月１日（金）から令和６年１１月２２日（金）まで（土・日・祝日は除く。）の午前８時３０分から午後４時００分まで。

※書類は、提出前日までに下記に連絡の上、持参により提出してください。

（４）提出先

半田市子ども未来部幼児保育課

（半田市東洋町２丁目１番地）

電話番号 ０５６９－８４－０６６０

メール yojihoiku@city.handa.lg.jp

（５）留意事項

受理後の書類の訂正、再提出等は原則として認められません。

９．審査・選定の方法

（１）審査方式

応募書類及び面接審査（以下、「プレゼンテーション」という）により選考します。なお、応募者多数の場合は、書類審査のみで一次審査を行い、上位５者程度を対象にプレゼンテーションによる２次審査を行います。

（２）事業者の選定

選定委員会による審査結果を基に市長が事業者を決定します。

ただし、審査結果により事業者の「該当なし」とする場合があります。

（３）選定結果の通知等

選定結果は、選定後、応募者全員に対して文書でお知らせします。また、本市幼児保育課のホームページに決定した事業者名等を公表します。

（４）その他

①提出された書類に虚偽や記載の不備があった場合は応募を取り消す場合があります。

- ②提出された書類等は、情報公開の対象となり請求により開示する場合がありますので、予めご承知ください。
- ③応募に要する費用は、全て応募事業者の負担とします。また、選定後の事業計画の中止・延長・選定されなかったことによる損害等も同様とします。
- ④決定した事業者の応募計画の変更は、原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないものは、本市と協議のうえ認める場合があります。
- ⑤決定した事業者において、本募集要項に記載された事項に虚偽事項、若しくは重大な違法行為があると認めるとき、又はその他の事情により適切な保育事業の実施が困難と認めるときは、本選考による決定を取り消すことがあります。また、この場合、事業者が既に要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとします。
- ⑥選定の結果に対する異議の申し立て、質問などは受け付けません。

(5) 選定後の手続き

選定を経て決定した事業者については、改めて小規模保育事業の認可申請等を行っていただきます。ただし、本選定で認可予定事業者となることをもって、認可を確約するものではありません。

10. 質疑回答

応募にあたっての質疑は次のとおりとします。

(1) 質問の受付

質問事項を質問書（様式5）に記入し、半田市子ども未来部幼児保育課に令和6年10月1日（火）から令和6年10月18日（金）までに提出してください（FAX、電子メール可。）。

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、令和6年10月25日（金）を目途に半田市ホームページに掲載します。

11. スケジュール

小規模保育事業者選定に関するスケジュールは、概ね次のとおりです。

項目	日程
募集の公表	令和6年9月24日（火）ホームページ・はんだ市報（11月1日号）

質疑受付期間	令和6年10月1日(火)～10月18日(金)
質疑の回答	平成6年10月25日(金)
応募書類の受付期間	令和6年11月1日(金)～11月22日(金) 午前8時30分～午後5時15分
審査	令和6年12月中旬～下旬(予定) ※応募者数により決定
事業者の選定	令和7年1月上旬(予定)
事業者準備期間 (施設整備等)	令和7年1月～
事業開始	令和7年4月～9月の間に開始 ※年度当初が望ましい

12. 留意事項

(1) 追加資料の提出

市が必要と認めたときは、追加の資料を求めることがあります。

(2) 応募に係る費用

応募書類等の提出その他応募に要する費用については、全て応募者の負担とします。

(3) 応募書類の取扱い

提出された応募書類は、小規模保育事業者の選定に使用し、その他の目的には使用しません。また、提出された応募書類は返却しませんが、本市において適切に管理します。

(4) 応募の辞退

やむを得ず応募を辞退する場合は、辞退届(様式6)を提出してください。

(5) 失格

応募内容に偽りが判明したときは、その団体を失格とする場合があります。

【募集に関する問い合わせ先】 半田市子ども未来部幼児保育課
〒475-8666 半田市東洋町2丁目1番地
電話 0569-84-0660
FAX 0569-23-4162
メール yojihoiku@city.handa.lg.jp